

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 正 幸

香川県人事委員会規則第6号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則（昭和26年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>営利企業への従事等の制限に関する規則</u></p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「法」という。）第38条の規定に基づき、職員の<u>営利企業への従事等の制限に関する</u>必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項の規定に基づき、前条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は自ら報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可の申出をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて許可を与えることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p><u>営利企業等の従事制限に関する規則</u></p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「法」という。）第38条の規定に基づき、職員の<u>営利企業等に従事する場合における</u>必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項の規定に基づき、前条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は自ら報酬を得て事業又は事務に従事することの許可の申出をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて許可を与えることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。